

特定非営利活動法人光と風 定款

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人光と風（以下、この法人という）という。

2. 通称はN P O光と風とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を千葉県旭市上永井1217番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、旭市市民まちづくり活動団体「光と風キャンペーン実行委員会」が2011年3月11日東日本大震災において甚大な被害を受けた直後から被災者の聞き取り調査を始め、「防災教室」、「語り部」、「復興かわら版」新聞、調査記録集「語り継ぐいいおか津波」、市民主催「まちづくりコンペ」、「いいおか津波を語り継ぐ集い」など、「円卓会議」を新たな地縁として「特定非営利活動法人光と風」の誕生へ至るこれらの経緯を尊重し忘却することなく、旭市及び隣接地域における復興観光まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 地域安全活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 東日本大震災のメモリアルとその教訓を活かした防災教育に関する事業
- (2) 復興まちづくりに資する事業
- (3) 復興観光に資する事業
- (4) 旭市地域における円卓会議を運営する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第6条 この法人の会員は次の3種類とし、そのうち正会員を以て特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的及び活動、事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するために入会した個人もしくは団体
- (3) 活動会員 この法人の活動に協力するために入会した個人もしくは団体

2. 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

3. 会員は、自らの意思に基づき入会・退会することができる。

4. 次の号の一つに該当するとき会員資格を喪失する。

- (1) 個人にあっては死亡、団体においては消失したとき
- (2) 繼続して会費を2年以上滞納したとき
- (3) 退会したとき
- (4) 除名されたとき

5. 会員が目的に反し、本定款に違反し、この法人の名誉を著しく傷つけた場合、総会の議決により、これを除名することができる。ただし当該会員に対して、議決の前に適正な弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第7条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

(役員)

第8条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以下
- (2) 監事 1名以上2名以下

2. 役員は総会において正会員の中から選任する。
3. 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし、理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 役員の職務は次のとおりとする。
 - (1) 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故等で欠けるときその職務を代行することができる。
 - (3) 理事は理事会を構成し、この法人の活動を率先するものとする。
 - (4) 監事は、次の5つの職務を行うものとする。
 - ① 理事の業務執行の状況を監査すること
 - ② この法人の財産の状況を監査すること
 - ③ 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - ④ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - ⑤ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること
6. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
7. 役員が欠けた場合、遅滞なくこれを補充しなければならない。なお、補充された役員の任期は前任者の残余期間とする。
8. 総会の議決により、役員を任期の途中であっても解任することができる。ただし、当該役員は解任される前に弁明の機会を与えられるものとする。
9. 総会の議決を経て、役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。又、監事は報酬を受けることができる。

(総会)

第9条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2. 総会は、正会員を以て構成する。ただし賛助会員も出席することができるが、議長が許可した場合に限り発言することができるものとする。
3. 総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 定款の変更(第13条)
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 役員の選任及び解任並びに報酬及び費用弁償(第8条)
 - (4) 事業計画及びその報告並びに活動予算及び決算と、それらの変更
 - (5) 資産の管理の方法
 - (6) 事務局の組織及び運営(第17条)
 - (7) 理事長が理事会の議を経て提案した事項
 - (8) 会員の除名(第6条5項)
 - (9) 解散ないし合併(第14条)

- (10) 清算人の選任（第14条4項）
 - (11) 残全財産の帰属（第14条5項）
 - (12) その他、この法人に関わる重大事項
4. 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
 5. 臨時総会は、次の号の一つに該当するとき、4週間以内に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、理事長が招集したとき
 - (2) 正会員総数の3分の1以上から書面を以て招集の請求があったとき
 - (3) 監事から招集があったとき
 6. 総会は前項第3号を除き理事長が招集する。
 7. 総会の招集は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により1週間前までに通知しなければならない。
 8. 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。
 9. 総会は、正会員総数の過半数の出席を以て成立する。なお、やむ得ない理由にて総会に出席できない正会員が総会の前日までに出席者に表決を委任もしくは書面にて審議事項の可否を表明している場合は、その員数を出席者数に算入することができる。
 10. 総会の議事は、この定款で規定したものを除き、出席した正会員数の過半数を以て決する。ただし可否同数の場合は議長が決する。
 11. 議決について特別の利害関係を有する正会員を、その議事に加えてはならない。
 12. 総会の議事録は、正会員の総数及び出席者数、委任もしくは書面による議決数、開催日時、場所、審議事項の経過の概要とその議決結果などを明記し、議長及び出席者から互選された正会員、事務局職員各1名が署名・押印して公開する。

(理事会)

- 第10条 理事会は、理事を以て構成する。なお、監事は随意に理事会の審議に参加することができる。
2. 理事会は、次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他、総会の議決を要しない会務に関する事項
 3. 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 3分の1以上の理事から書面によって招集の請求があったとき
 - (3) 監事から招集の請求があったとき
 4. 理事会は理事長が招集し、その議長の任に当たる。
 5. 理事会は、理事総数の過半数の出席を以て成立する。
 6. 理事会の議事は、理事総数の過半数を以て決する。ただし可否同数の場合は議長が決する。
 7. 議決について、特別の利害関係を有する理事を、その議事の議決に加えてはならない。
 8. 理事会の議事録は、出席理事の名簿、開催日時、場所、審議事項の経過の概要とその議決結果などを明記し、議長及び事務局職員1名が押印して公開する。

(資産・会計)

- 第11条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産もしくは事業その他に伴う収益
2. この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。
 3. この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

4. この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(予算・決算)

- 第12条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
2. 予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、活動予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。
 3. 前項の収益費用は、新たに成立した予算における収益費用とみなす。
 4. 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定の事業及び予算の追加又は更正をすることができる。
 5. 予備費の使用に当たっては、理事会の議決を経なければならない。
 6. この法人の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
 7. 決算上、余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
 8. この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わるものとする。

(定款の変更)

- 第13条 この法人の定款の変更に当たっては、正会員の過半数の出席で成立した総会において、出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、かつ法第25条3項に規定する事項について所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第14条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 4. この法人が解散（破産手続き開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。
 5. この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

- 第15条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

- 第16条 この法人の公告は、所定の掲示場に掲示とともに官報に掲載して行う。

(事務局)

- 第17条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局長及び相談役、その他の職員を置く。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、別に定めるものとする。

(施行細則その他)

- 第18条 本定款に定めのなきものは法に従う。

2. この定款の施行にあたり必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この法人は、旭市市民まちづくり活動団体光と風キャンペーン実行委員会を後継するものとして、この名称を定めたことをここに書き記す。
2. この定款は、法人成立の日から施行する。
3. この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 渡邊 義美
副理事 船倉 武夫
理事 平澤 つぎ子
理事 石井 則明
監事 戸井 穂

4. この法人の設立当初の役員の任期は、第8条6号の規定に拘わらず、平成26年9月30日までとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第12条6項の規定に拘わらず、成立の日から平成26年6月30日までとする。
6. この法人の設立当初の会員の入会金及び会費は、第6条2項の規定に拘わらず、次の表通りとする。

	入会金	年会費	備考
正会員	4,000円	6,000円	社員
賛助会員（個人）	免除	3口以上	
賛助会員（団体）	免除	5口以上	
活動会員（個人）	免除	1口以上	1口1,000円とする
活動会員（団体）	免除	2口以上	